

目 次

【地域防災計画～基本・風水害対策編】

第1章 総 則	1
第1節 計画の方針	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の体系及び位置付け	1
第3 計画の構成及び内容	1
第4 計画の修正	2
第5 細部計画の策定	2
第6 計画の習熟	2
第2節 防災業務実施上の基本理念及び基本原則	2
第1 基本理念	2
第2 基本原則	2
第3節 処理すべき事務又は業務の大綱	3
第1 本市	3
第2 県	4
第3 県警察	4
第4 指定地方行政機関	4
第5 自衛隊	5
第6 指定公共機関	5
第7 指定地方公共機関	5
第8 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等	5
第4節 本市の概況	5
第1 自然的条件	5
第2 都市的条件	9
第5節 災害の想定	10
第2章 災害予防計画	11
第1節 方 針	11
第1 計画及び事業推進	11
第2 市民と行政が一体となった取組	11
第2節 風水害予防計画	13
第1 洪水予防対策	13
第2 高潮・津波災害の予防対策	18
第3 内水氾濫・滞水予防対策	19
第4 土砂災害・宅地災害等の予防対策	20
第5 風害予防対策	23
第6 雪害予防対策	24
第7 道路における災害の予防対策	24
第8 地下空間における災害の予防対策	25
第9 ライフラインにおける災害の予防対策	25
第10 木材流出による災害の予防対策	26
第11 孤立集落における災害の予防対策	26
第3節 火災予防計画	26
第4節 都市の防災構造化の推進	27
第1 不燃建築物の建築促進	27
第2 都市計画道路の整備	27

第3	公園緑地の整備	27
第4	土砂災害対策の推進	27
第5節	防災拠点施設等の機能確保及び防災施設・設備等の整備	27
第1	防災拠点施設等の機能確保	27
第2	防災施設の整備	29
第3	防災設備の整備	30
第4	防災資機材等の整備・調達	30
第5	消防力等の整備	30
第6節	避難体制の整備	30
第1	避難場所・施設の確保	30
第2	避難場所の定義	31
第3	避難場所の選定	32
第4	浸水（高潮、洪水、内水、津波）からの住民の避難	34
第5	自主避難の際の避難先	34
第6	避難場所の開錠	34
第7	避難場所の防災機能の強化	35
第8	避難誘導体制の確立	35
第9	住民への周知	35
第10	応急仮設住宅の調達・供給体制の整備	35
第7節	防災教育・訓練及び調査研究	36
第1	防災知識の普及	36
第2	防災訓練の実施・指導	38
第3	防災知識の普及・防災訓練における災害時要援護者への配慮	39
第4	災害教訓の伝承	39
第5	防災に関する調査研究	39
第6	り災証明書交付体制の整備	39
第8節	自主防災体制の整備	40
第1	自主防災組織の実践活動の促進	40
第2	少年消防クラブ等の育成指導	41
第3	消防団の充実強化	41
第4	自主防犯組織の育成強化	42
第5	企業防災活動の促進	42
第9節	要配慮者に係る災害の予防対策	43
第1	要配慮者の現況	43
第2	要配慮者に係る災害の予防対策	44
第3	避難行動要支援者に係る支援体制	45
第10節	災害ボランティア活動の環境整備	47
第1	広島市災害ボランティア活動連絡調整会議の設置	47
第2	広島県社会福祉協議会との連携	48
第3	災害ボランティアの受入体制	48
第4	災害ボランティアの安全確保	48
第5	ボランティアの活動拠点及び資機材の提供等	48
第6	専門ボランティアと登録制度	49
第7	ボランティア保険制度	49
第11節	帰宅困難者対策	49
第12節	安否確認対策	49
第13節	広域的な受援計画の策定	50
第14節	業務継続計画の策定	50
第15節	市域外からの避難者受入体制の整備	50

第3章 災害応急対策	51
第1節 方針	51
第2節 災害応急組織の編成・運用	51
第1 本市の災害応急組織	51
第2 勤務時間外における初動体制の確保	51
第3 災害警戒本部	52
第4 災害対策本部	56
第5 職員の動員	76
第6 本部及び区本部間の相互応援	79
第3節 情報の収集及び伝達	81
第1 情報の収集・伝達体制	81
第2 気象情報等の収集及び伝達	86
第3 災害情報の収集・伝達及び報告	106
第4節 災害広報・広聴の実施	131
第1 広報活動	131
第2 広聴活動	131
第3 広報・広聴状況の報告	132
第5節 避難対策	132
第1 注意喚起及び自主避難の呼びかけ（避難準備情報の伝達）	132
第2 避難の勧告・指示等	132
第3 避難誘導	134
第4 避難路の確保	135
第5 避難場所の開設等	135
第6 警戒避難体制に基づく避難対応	136
第7 市域外への避難者の受入要請	136
第6節 衣食等生活必需品の供給	137
第1 物資の調達	137
第2 食品の供給	140
第3 生活必需品の供給	140
第7節 給水及び上水道施設応急対策	140
第1 災害発生時の連絡系統	141
第2 組織及び体制	141
第3 給水対策	142
第4 施設の応急対策	143
第5 水質事故対策	144
第8節 停電応急対策	145
第9節 消防活動対策	147
第10節 水防活動対策	147
第11節 救難対策	148
第1 被災者の救出	148
第2 水難救助の措置	148
第12節 医療・救護対策	148
第1 医療救護対策部の設置	148
第2 医療機関の被災状況についての情報収集及び情報提供	149
第3 医療救護班等の編成及び活動	149

第4	災害拠点病院	151
第5	DMA Tの派遣要請及び活動支援	151
第6	医療機関等への応援要請	152
第13節	遺体の捜索・処理及び火葬対策	153
第1	遺体の捜索・収容	153
第2	検視場所の確保等	153
第3	遺体安置所の開設及び管理	153
第4	遺体の検案	154
第5	遺体の搬送	154
第6	遺体の火葬	154
第14節	防疫及び保健衛生対策	158
第1	防疫対策	158
第2	被災者の心身の健康管理	159
第3	食品衛生・環境衛生の監視	160
第4	特定動物の監視	161
第5	愛護動物の保護管理	161
第15節	清掃対策	161
第1	特別清掃対策部の設置	161
第2	特別清掃活動	162
第16節	下水道施設応急対策	164
第1	下水道対策部の設置	164
第2	施設の応急対策	164
第3	下水のひ門の操作	165
第17節	輸送対策	165
第1	道路交通応急対策	165
第2	海上交通応急対策	172
第3	緊急輸送対策	174
第18節	警備対策	177
第1	災害警備体制	177
第2	災害警備活動	177
第19節	住宅等応急対策	178
第1	応急仮設住宅の建設	178
第2	一時的な収容施設の供与	179
第3	住宅の応急修理	179
第4	被災建築物に関する指導・相談	179
第5	被災宅地の応急危険度判定	179
第20節	公共施設等応急対策	180
第1	応急対策の実施	180
第2	情報の収集及び連絡	180
第3	市民への広報等	180
第4	避難場所としての対応	180
第21節	文教対策	180
第1	文教対策部の設置	181
第2	学校教育における応急対策	181
第3	社会教育における応急対策	183
第22節	応急公用負担	184
第1	公用負担命令権限の委任	184
第2	公用負担命令の行使	184
第23節	災害時における要援護者への避難支援等	186

第24節	災害救助法の適用等	188
第1	災害救助法による応急救助	188
第2	小規模・中規模災害時の応急救助	190
第25節	応援要請及び協力要請	191
第1	民間団体等への協力要請	191
第2	広島市災害応急対策に係る協力事業者への協力要請	193
第3	国及び他の地方公共団体等への応援要請	194
第4	自衛隊の災害派遣要請	196
第5	緊急消防援助隊の出動要請	199
第26節	災害ボランティアの受入	200
第27節	区の応急対策	201
第1	活動方針	201
第2	活動体制	201
第3	被害情報の収集・連絡	201
第4	災害広報・広聴	201
第5	避難対策	203
第6	応急救助活動	203
第7	応急復旧活動	205
第8	緊急輸送	205
第9	応援要請	205
第10	区応急対策実施計画の策定	205
第4章	災害復旧・復興計画	206
第1節	目的	206
第2節	地域の復旧・復興の方針	206
第1	基本方向の決定	206
第2	防災まちづくり	206
第3節	生活援護計画	207
第1	生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策	207
第2	被災者に対する支援	207
第3	被災者等に対する生活相談	208
第4	災害弔慰金・見舞金等の支給	208
第5	被災者生活再建支援金の支給	211
第6	貸付制度等	212
第7	市税の減免等	212
第8	住宅復旧融資等	214
第4節	企業等援護計画	215
第1	農林漁業関係の融資	215
第2	中小企業関係の融資	218
第5節	義援金及び救援物資の受入・配分計画	219
第1	義援金の受入の決定	219
第2	義援金の受付及び保管	220
第3	救援物資の受入等	220
第4	義援金及び救援物資の配分	221
第5	他の市町村が被災した場合の措置	221
第6節	公共施設災害復旧計画	221
第7節	り災証明書の交付	223

第5章 公益事業等防災計画	229
第1節 電力施設（中国電力株式会社広島営業所・広島電力所・広島北電力所）	229
第2節 ガス施設（広島ガス株式会社）	241
第3節 電信電話施設（西日本電信電話株式会社広島支店、株式会社NTT ドコモ中国支社）	248
第4節 交通輸送施設	251
第1 西日本旅客鉄道株式会社広島支社、西日本旅客鉄道株式会社新幹線管理本部	251
第2 日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店	257
第3 広島高速交通株式会社	260
第4 日本通運株式会社	266
第5 広島電鉄株式会社	269
第6 広島バス株式会社	273
第7 広島交通株式会社	274
第8 瀬戸内海汽船株式会社	278
第9 広島県広島ヘリポート管理事務所	281
第5節 放送機関	289
第1 日本放送協会広島放送局	289
第2 株式会社中国放送	291
第3 広島テレビ放送株式会社	291
第4 株式会社広島ホームテレビ	297
第5 株式会社テレビ新広島	300
第6 広島エフエム放送株式会社	303
参考 風水害等対策の時系列一覧表	305